艦補処公示第５５号
平成１９年１０月　２日

自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達の契約希望者募集要項

自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長

記

１　調達品目
自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達
内訳は、別紙のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）７０条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）平成１９・２０・２１年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の資格を有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（平成１９・２０・２１年度全省庁統一資格に申請中及び申請しようとする者も含む。）
（５）調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績があること（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）。
（６）必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有すること。
（７）納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なこと。
（８）法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。
（９）特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を使用可能であること。
（１０）次のいずれかに該当すること。
ア　当該機器製造会社であること。
イ　当該機器製造会社との技術提携等を有していること。
ウ　当該機器製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられること。

３　技術資料の提出

（１）応募する者は、別紙様式第１に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア　資格審査結果通知書（写し）

イ　調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績の一覧表（別紙様式第２）及び契約書又は請書（直近の過去５年間における最新の５件。ただし、それに満たない場合は該当期間中の全件）

ウ　必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有することを証明できる資料

エ　納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なことを証明できる資料

オ　法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可証又は許可を受けていることを証明できる資料

カ　特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を使用可能であることを証明できる資料

キ　次のいずれかの資料

（ア）当該機器製造会社であることを証明できる資料

（イ）当該機器製造会社との技術提携等が証明できる資料

（ウ）当該機器製造会社から技術支援（整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられることを含む。）が得られることを証明できる資料

（２）その他

ア 過去５年以内に、調達しようとする品目又は同等品を防衛省（旧防衛庁）に納入した実績を有する場合は、（１）の提出資料をア及びイのみとすることができる。

イ 今年度に、艦船補給処が実施した別件の公募において、提出した資料（１）イ～キのうち同一の資料がある場合は、実績の一覧表を除き当該同一資料の提出は省略することができる。

ウ　調達品目の細部について疑問がある場合は、艦船補給処艦船部艦船補給課まで連絡されたい。（内線３０４３）

（３）提出先

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

〒２３７－００７１

横須賀市田浦港町無番地

０４６－８２２－３５００（内線３０１５）

（４）提出期間

１９．１０．　２（火）　～　１９．１０．１２（金）

４　技術資料の審査等

（１）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。

（２）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から検査・修理体制等調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5　審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

6　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

イ　時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（2）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申立てについては、書面による回答を受領した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7　応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（1） 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（2）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（3）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

（4）資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（5）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（6）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

別　紙

「自衛艦等の艦船部品（製造）に係る物品調達」公募件名一覧表

番号	公募件名
1	大阪電熱工業㈱製　温度スイッチ及び同部品
2	日本光機工業㈱製　ガスケット
3	日本光機工業㈱製　方向信号灯
4	日本船燈㈱製　ガスケット
5	明電舎㈱製　空気冷却器及び同部品
6	㈱エヌゼットケイ製　検出器及び同部品
7	㈱ササクラ製　電磁弁及び同部品
8	㈱ササクラ製　制御機器部品
9	㈱湘南工作所㈱製　信号灯及び同部品
10	㈱湘南工作所㈱製　プロゼクタ及び同部品
11	㈱湘南工作所㈱製　艦船用ソケット
12	㈱田邊空気機械製作所製　電磁弁及び同部品
13	㈱五光製作所製　スイッチ
14	㈱鷺宮製作所製　温度スイッチ及び同部品
15	㈱鷺宮製作所製　検出器及び同部品
16	桑畑電機㈱製　潜水艦用制御機器部品
17	桑畑電機㈱製　表示灯部品
18	三菱重工業㈱製　回転機及び同部品
19	三菱重工業㈱製　艦船用起動電動機及び同部品
20	三菱重工業㈱製　電磁弁及び同部品
21	寺崎電気産業㈱製　電動ファン及び同部品
22	寺崎電気産業㈱製　表示灯部品
23	森尾電機㈱製　各種照明装置及び同部品
24	森尾電機㈱製　艦船用レセプタクル
25	森尾電機㈱製　電球
26	大石電気工業㈱製　各種照明装置及び同部品
27	大石電気工業㈱製　レセプタクル
28	大石電気工業㈱製　接続箱及び同部品
29	大石電気工業㈱製　ガラスグローブ及びレンズ類
30	大石電気工業㈱製　殺菌灯及び同部品

31	大石電気工業㈱製　モジュール及びプリント回路板
32	大石電気工業㈱製　表示灯(LED)及び同部品

番号	公募件名
33	明陽電機㈱製　艦船用電気式圧力発信器及び同部品
34	㈱日立製作所製　直流電動交流発電機・制御盤部品
35	㈱日立製作所製　艦船用交流電磁接触器及び同部品
36	㈱日立製作所製　電動機及び同部品
37	㈱ｼﾞｰｴｽ･ｴｱｻﾃｸﾉﾛｼﾞｰ製　「ちよだ」専用電気部品
38	ｻﾞｰｹ日本ﾄﾗﾃｯｸ㈱製　電球
39	㈱ｻｸｼｮﾝ瓦斯機関製作所製　保護亜鉛
40	㈱ＩＨＩ製　艦船用電気式圧力発信器及び同部品
41	㈱ＩＨＩ製　モジュール及びプリント回路板
42	ミネベア㈱製　モジュール及びプリント回路板
43	ユニバーサル造船㈱製　検出器及び同部品
44	ユニバーサル造船㈱製　モジュール及びプリント回路板
45	ｼﾞｪｲ･ｱｰﾙ･ｼｰ特機㈱製　モジュール及びプリント回路板
46	日本海洋㈱製　艦内通信装置部品
47	㈱高工社製　各種照明装置及び同部品
48	三井造船㈱製　検出器及び同部品
49	三井造船㈱製　機関操縦盤部品
50	㈱三星厨機製作所製　電熱器用部品
51	日本電気㈱製　「ちよだ」専用電気部品
52	三菱化工機㈱製　制御機器部品
53	三菱化工機㈱製　スイッチ
54	能美防災㈱製　警報装置部品
55	舶用電球㈱製　艦船用電球
56	東洋エレクトロニクス㈱製　電気式回転計及び同部品
57	東洋エレクトロニクス㈱製　通話器及び同部品
58	東洋エレクトロニクス㈱製　モジュール及びプリント回路板
59	東洋エレクトロニクス㈱製　艦内通信装置部品
60	東洋エレクトロニクス㈱製　スイッチ及び同部品
61	東洋エレクトロニクス㈱製　艦船用無電池式電話機ジャック
62	東洋エレクトロニクス㈱製　継電器及び同部品
63	東洋エレクトロニクス㈱製　自動交換電話装置部品
64	東洋エレクトロニクス㈱製　内燃機関計測装置部品
65	東洋エレクトロニクス㈱製　艦内情報処理装置部品

番号	公募件名
66	東洋エレクトロニクス㈱製　「ちよだ」専用電気部品
67	東洋エレクトロニクス㈱製　応急監視制御盤部品
68	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　交流発電機部品
69	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　潜水艦用制御機器部品
70	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　電熱器用部品
71	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　空気冷却器及び同部品
72	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　保護亜鉛
73	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　表示灯部品
74	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　直流電動交流発電機・制御盤部品
75	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　艦船用埋込しゃ断器
76	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　スイッチ
77	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　艦船用交流電磁接触器及び同部品
78	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　電動機及び同部品
79	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　電動発電機部品
80	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　モジュール及びプリント回路板
81	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　水上艦用制御機器部品
82	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　応急監視制御盤部品
83	東芝三菱電機産業ｼｽﾃﾑ㈱製　艦内情報処理装置部品
84	㈲エフ・アイ・ダブリュー製　清水冷却器部品
85	エスエムシー㈱製　各種こし器部品
86	兵神機械工業㈱製　ビルジ処理ポンプ部品
87	ムサシノ機器㈱製　温水器部品
88	ユニバーサル造船㈱製　補助ボイラ部品
89	ユニバーサル造船㈱製　軸系装置部品
90	ユニバーサル造船㈱製　内火艇揚収装置部品
91	ユニバーサル造船㈱製　油圧装置部品
92	ユニバーサル造船㈱製　舵取機部品
93	ユニバーサル造船㈱製　諸管装置等ぎ装部品
94	ワシオ厨理工業㈱製　各種調理器部品
95	㈱アイ・エイチ・アイ・マリン製　送風機部品
96	㈱アイ・エイチ・アイ・マリン製　主タービン部品
97	㈱アイ・エイチ・アイ・マリン製　デッキクレーン部品
98	㈱荏原由倉ハイドロテック製　各種ポンプ部品

番号	公募件名
99	㈱小坂研究所製　潤滑油清浄機付属ポンプ部品
100	㈱サクション瓦斯機関製作所製　清水加熱器部品
101	㈱ササクラ製　ビルジ前処理装置部品
102	㈱シンコー製　各種ポンプ部品
103	㈱ヒラカワガイダム製　温水ボイラ部品
104	㈱大浜鉄工所製　置タンク部品
105	㈱帝国機械製作所製　各種ポンプ部品
106	三井造船㈱製　クレーン部品
107	三菱重工業㈱製　給排気管装置部品(潜水艦用)
108	三菱重工業㈱製　可変ピッチプロペラ装置部品
109	三菱重工業㈱長崎造船所製　主タービン部品
110	三菱重工業㈱長崎造船所製　ジャーネーポンプ部品(舵取機油圧ポンプ)
111	三菱重工業㈱高砂製作所製　主給水ポンプ部品
112	大晃機械工業㈱製　補助ポンプ部品
113	東亜バルブ㈱製　各種弁及びこし器部品
114	東洋精機㈱製　起動空気減圧弁部品
115	日本ダイヤバルブ㈱製　各種弁部品
116	日本精器㈱製　空気除湿装置部品
117	富士産業㈱製　油水分離器部品
	以　下　余　白

（記入例）

別紙様式第１

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名　　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

	番　号	公募件名
艦補処 公示 第　号 （　．　．　）	１１６	日本精器㈱製　空気除湿装置部品
	１１７	富士産業㈱製　油水分離器部品

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　契約実績一覧表

別紙様式第２

契約受注実績一覧表

会社名：

番号	契約年度	契　約　件　名	契約年月日（履行期限）	契約機関名	契約番号	備考

※　①過去５年間における受注実績を，契約年度順に記載する。
②契約書又は請書の写しを添付すること。
③今年度の別件の公募において、提出した資料がある場合は、備考欄に当該公募案件の公募番号を記載すること。
記入例：艦補処公示第１２号の３４番の場合　１２－３４